

日本の裁判員裁判制度実施 10 周年の検証

林 弘 正

(島根大学名誉教授)

【要約】

本稿は、日本の裁判員裁判制度実施 10 周年を迎え、裁判員裁判制度成立の背景、基本的理念を考察し、裁判員裁判制度の現況と評価及び課題を検討するものである。法律知識を持たない市民が、裁判員・補充裁判員という身分で刑事裁判の合議体を構成することは当初不安視された。職業裁判官の適切なリードは、重罪事案の刑事裁判第 1 審での裁判員及び補充裁判員の合議体での評決等で一定の効果を挙げている。裁判員裁判を重視する立場からは、控訴審及び上告審で裁判員裁判判決を否定することは許されないとする。然しながら、公平な裁判を第一義とする立場からは、事実判断及び量刑判断における誤認や逸脱に対して控訴審及び上告審が是正することは不可避とする。

控訴審及び上告審が、裁判員裁判判決を破棄自判したケースを紹介し、その判断の妥当性を示した。今後の課題は、裁判員及び補充裁判員の辞退率の低減化である。

キーワード：司法制度改革、裁判員裁判、評議、心的外傷後ストレス障害 (PTSD)

一 序言

1 司法制度改革の一環としての裁判員裁判制度

裁判員裁判制度は、司法制度改革の眼目として国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）及び国民的基盤の確立（国民の司法参加）を企図して導入された¹。司法制度改革は、国民の司法参加である裁判員裁判制度と法律家を養成する法科大学院制度を骨格とする。

人的基盤の拡充は、法科大学院（Law School）を新たに開設し、2004年68校でスタートし初年度留保となったものを含め翌年74校となった。その後、学生確保ができず、定員割れの法科大学院39校が募集停止し、2019年現在半数以下の35校となった。

国民の司法参加としての裁判員裁判制度は、市民意識から乖離した職業裁判官の硬直化した判断形成に市民の感覚を導入することを主要な目的とする。2004年、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、裁判員法と略称する。）が制定され、5年後の2009年5月21日に施行された。同法1条は、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ことを立法の趣旨とする。

裁判員裁判第1号事件は、2009年8月3日東京地裁で開廷され、衆目の見守るなか審理が開始された²。

¹ 「一般の司法制度改革の基本理念と方向」『司法制度改革審議会意見書 - 21世紀の日本を支える司法制度 -』司法制度改革審議会、2001年6月12日、13ページ以下参照、<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-1.pdf>。

² 東京地裁平成21年8月6日刑事9部判決、『判例タイムズ』1325号（2010年8月15日）、68ページ以下参照。本事案は、隣人を殺害した事案であり懲役15年（求刑懲役16年）に処せられた。東京高裁平成21年12月17日第10刑事部判決は、被告人の控訴を棄却した。「裁判員裁判全国第1号事件控訴審判決」『判例タイムズ』1325号（2010年8月15日）、60ページ以下参照。

2 裁判員裁判制度の実施

裁判員裁判制度開始は、各地の1号事件に関心が寄せられメディアにより詳細に紹介され、多くの傍聴者で法廷が溢れかえり、傍聴「オタク」が出現するに至り、裁判への市民参加が法廷の内外で実現した。

裁判員裁判制度と法科大学院制度の同時開始は、法科大学院研究者教員にとり各地の裁判所で展開する一つ一つの事案検証は格好の研究対象であると同時に教材でもある³。

3 裁判員裁判制度の今後の課題

裁判員裁判制度は、制度設計に多くの論議を費やし、実施まで5年の準備期間を経てスタートし2019年5月10周年を迎えるに至った。

市民の重大刑事事案への参加は、刑事司法制度に多くの改革を齎し、より良い司法制度の確立に寄与している。他方、否認事件や困

³ 林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』（成文堂、2015年）参照（林 弘正「裁判員裁判に内在する諸問題－島根県裁判員裁判第1号事件を素材として－」島大法学53巻4号〔2010年〕；同「裁判員裁判制度に内在する諸問題－鳥取地裁平成24年12月4日判決を素材に－」島大法学56巻3号〔2013年〕；同「裁判員裁判制度に内在する諸問題－広島高裁松江支部平成26年3月20日判決を素材に－」武蔵野大学政治経済研究所年報第9号〔2014年〕；同「裁判員裁判制度に内在する諸問題(1)－東京地裁平成25年5月21日第1刑事部判決を素材に－」武蔵野法学1号〔2015年〕；同「裁判員裁判制度に内在する諸問題(2)－東京地裁平成25年5月21日第1刑事部判決を素材に－」武蔵野法学2号〔2015年〕；同「裁判員裁判に内在する諸問題－松江地裁平成21年10月29日判決刑事確定訴訟記録法4条1項に基づく保管記録を素材として－」武蔵野大学政治経済研究所年報第10号〔2015年〕所収）。林 弘正「裁判員裁判における難解な精神医学用語に関する一考察－東京地裁平成26年12月11日刑事第11部判決を契機に－」『法学新報』、123巻9・10号（2017年）、283ページ以下参照。

難な事件の増大は、裁判の長期化に伴い裁判員の辞退率増加を招来し、裁判員の辞退率低減化が喫緊の課題となっている。

二 裁判員裁判制度の基本的理念

1 裁判員裁判制度導入の契機

日本の司法は、従来法曹希望者を対象とした司法試験に合格し、司法修習を終了した者から専門職としての裁判官、検察官及び弁護士により運営されてきた。職業裁判官は、これまで蓄積されてきた判例を順守し、刑事裁判では量刑判断に際し量刑傾向を基準として判決を言渡してきた。判決の中には、論理性に固執し時として国民の感覚から乖離した判断が示され、裁判官の独善性が指摘されてきた。

その一因は裁判官の閉鎖的日常生活にあるとし、最高裁判所は、判検事の相互交流、行政機関等への出向、新聞社をはじめとする民間企業等への派遣、海外留学及び在外公館への派遣等の対応を図った。

2 裁判員裁判制度導入への準備施策

当初、法曹3者は、裁判員裁判制度の趣旨ないし目的について裁判所、検察庁及び日本弁護士連合会（日弁連）でそれぞれの見解を提示したが、市民が刑事裁判に参加することにより司法に対する国民の信頼が向上するとの点では共通の理解を得ていた⁴。

法務省は、「裁判員制度に関する検討会」を設置し平成21年9月9日第1回会議を開催し、平成25年6月21日まで18回の会議

⁴ 前掲註3、林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』、14ページ参照。

を開催し裁判員裁判制度の問題点を論議している⁵。

最高裁判所は「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」を設置し、平成21年1月15日第1回懇談会を開催した。同懇談会は、平成31年4月15日まで32回開催し問題点を論議し、現在も継続している⁶。

なお、裁判員裁判施行前に「裁判員制度に関する裁判官意見交換会」が、平成22年5月20日大阪高等裁判所、同月21日東京高等裁判所及び名古屋高等裁判所で実施され、参加裁判官氏名と意見交換要旨が公開されている⁷。

裁判員裁判は、裁判員として国民が司法参加することにより健全な市民感覚を裁判に注入することを志向する制度である。裁判員法1条は、「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と法の趣旨について規定している。

裁判員の参加する合議体は、裁判員の人的リソースを考慮して地方裁判所で審理する刑事裁判のうち一定の重罪事案に限定する。裁判員法2条第1項1号及び2号は、「一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件、二 裁判所法第26条第2項第

⁵ 法務省のHP参照（「裁判員制度に関する検討会」、http://www.moj.go.jp/shingi1/keiji_kentoukai_saibaninseido_top.html）。

⁶ 最高裁判所HP参照（「『裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会』の設置について」、http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/saibanin_kondan/index.html）。

⁷ 各高裁の「裁判員制度に関する裁判官意見交換会」結果について、大阪高等裁判所、www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12.../osaka1.pdf；東京高等裁判所、www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12.../tokyo1.pdf；名古屋高等裁判所、www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12.../nagoya1.pdf参照。意見交換会の詳細は、前掲註3、林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』97ページ以下及び107ページ以下参照。

2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの」を対象とする。同法2条第2項は、合議体の構成人数について原則裁判官3人、裁判員6人とし、裁判官のうち1人を裁判長とする。同法2条第3項は、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められた事件では裁判官1人及び裁判員4人の合議体とする。

裁判員は、選挙人名簿からアトランダムに選任され裁判所での選任手続を経てから合議体を形成する。

裁判の公正な判断との視点からは、合議体構成員の男女比や年代構成にも配慮されなければならない。

なお、2008年、裁判員制度実施前に裁判員制度導入の賛否について市民のアンケート調査が実施された。同アンケートは、裁判員制度導入の賛否は拮抗しており、学歴の高い層に賛成が多く、年齢が高くなると賛成が少なくなり、性別では男性に賛成が多いとの結果を報告している（サンプル数1,800）⁸。

3 裁判員裁判制度の円滑化を図るための刑事訴訟法の改正

従前、刑事裁判の公判期日は、重大犯罪や否認事件では長期化傾向にあった。裁判員裁判制度は、法律知識が十全ではなく時間に制約のある市民が裁判員として刑事手続への参加を容易とするために負担軽減を企図し公判期日の短縮化を必須とする。

公判期日の短縮化の方策は、刑事訴訟法第3章公判第2節争点及び証拠の整理手続として第1款公判前整理手続を新設することで確

⁸ 調査は全国70歳以下の男女1,800人を対象としたランダムサンプルである。松村良之「人々の裁判員裁判と刑事司法への態度—その評価を中心として—」『法社会学』72号（2010年）、70ページ以下参照。

保された。公判前整理手続は、検察官、弁護人及び裁判所が公判開始前に争点及び証拠を整理して公判日時等を事前に決め円滑な審理を企図するものである。

刑事訴訟法第316条の2第1項は、「裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第一回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。」と規定し、同法第316条の3第1項は、「裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。」とし、第2項は、「訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。」と公判前整理手続について規定している。

4 裁判員裁判制度の合憲性

最高裁平成23年11月16日大法廷判決は、覚せい剤取締法違反及び関税法違反被告事件において裁判員裁判を合憲と判断する中で裁判員裁判の意義について「法曹のみによって実現される高度の専門性は、時に国民の理解を困難にし、その感覚から乖離したものにもなりかねない側面を持つ。刑事裁判のように、国民の日常生活と密接に関連し、国民の理解と支持が不可欠とされる領域においては、この点に対する配慮は特に重要である。裁判員制度は、司法の国民的基盤の強化を目的とするものであるが、それは、国民の視点や感覚と法曹の専門性とが常に交流することによって、相互の理解

を深め、それぞれの長所が生かされるような刑事裁判の実現を目指すものといえることができる。」と判示する⁹。

三 裁判員裁判制度の現況と評価

1 裁判員裁判の実施状況

2009年5月21日に施行された裁判員法の下での実施状況は、最高裁判所により累次公表されている。2019年11月末現在の最新データは、制度施行以降の各種データを掲記している。本稿での考察に関する主要データを以下に引用する¹⁰。

⁹ 最大判平成23年11月16日『最高裁判所刑事判例集（刑集）』65巻8号、1285ページ以下、特に1301ページ参照。主要な判例評釈として、南部晋太郎「裁判員制度の合憲性に関する大法廷判決」『研修』765号（2012年3月）、21ページ；西野吾一・矢野直邦「1 刑事裁判における国民の司法参加と憲法 2 裁判員制度と憲法31条、32条、37条1項、76条1項、80条1項 3 裁判員制度と憲法76条3項 4 裁判員制度と憲法76条2項 5 裁判員の職務等と憲法18条後段が禁ずる『苦役』」『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成23年度』（法曹会、2015年）、257ページ；酒巻 匡「裁判員制度の合憲性」『刑事訴訟法判例百選』第10版（別冊ジュリスト232号）、2017年、112ページ及び新屋達之「国民の司法参加・裁判員制度の合憲性」『法律時報』84巻10号（2012年9月号）、126ページ参照。

¹⁰ 最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和元年11月末・速報）」参照、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_11_saibaninsokuhou.pdf。

表1 主要量刑別分布

		有罪	死刑	無期懲役	無罪	控訴人員	控訴率
対象となった被告人	14,722人						
判決を言渡された被告人	12,685人	12,314人	37人	238人	110人 (0.89%)	4,541人	36.5%

(出典) 前掲註10、「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和元年11月末・速報)」。

表2 各段階別裁判員候補者数

選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数	492,313人
選任手続期日に出席した裁判員候補者数	354,994人
選任手続期日当日に辞退等により不選任決定された裁判員候補者数	94,850人
辞退が認められた裁判員候補者の総数	804,070人
選任された裁判員	71,523人
選任された補充裁判員	24,297人

(出典) 前掲註10、「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和元年11月末・速報)」。

表3 平均公判前整理手続期間及び審理期間

総数	判決人員	12,438
	平均公判前整理手続期間(月)	7.1
	平均審理期間(月)	9.2
自白	判決人員	6,772
	平均公判前整理手続期間(月)	5.5
	平均審理期間(月)	7.4
否認	判決人員	5,716
	平均公判前整理手続期間(月)	9.0
	平均審理期間(月)	11.4

(出典) 前掲註10、「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～令和元年11月末・速報)」。

2 裁判員裁判実施状況データから顕在化する問題

迅速な裁判は、市民参加の上で重要な要因である。裁判員裁判対象事件は、一定の重罪事案に限定されるが自白事件か否認事件かにより公判前整理手続期間や審理期間に大きな相違を齎している。公判前整理手続期間や審理期間は、上記データ表 3 から明らかなように自白事件と否認事件では統計上有意な差異がある。

裁判員裁判開始 2009 年と 10 年後 2018 年のデータを比較すると、平均公判前整理手続期間は自白事件 2009 年 2.8 カ月、2018 年 6.1 カ月、否認事件 2009 年 9.0 カ月、2018 年 10.0 カ月であり、平均審理期間は自白事件 2009 年 4.8 カ月、2018 年 7.7 カ月、否認事件 2009 年 5.6 カ月、2018 年 12.3 カ月である。鳥取地裁平成 24 年 12 月 4 日判決は、殺人罪の否認事案で公判前整理手続に 2 年 8 カ月 42 回、審理に 75 日 20 回の長期に及び裁判員 6 名（男性 3 名・女性 3 名）補充裁判員 4 名（男性 1 名・女性 3 名）に加重な負担を強いた¹¹。

脚注 10 の最高裁判所の実施状況データは、同資料の表 2 で庁別の新受人員、終局人員及び未決人員の推移を表記している。このデータは、不随的に地域別の安全性を示すことになり、同資料の表 3 の罪名別・量刑分布別データを庁別に加味することが出来れば地域別処罰傾向を窺うことが可能となる¹²。

¹¹ 前掲註 3、林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』、149 ページ以下、特に 159 ページ以下参照。

¹² 前掲註 10 参照、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_11_saibaninsokuhou.pdf。

3 裁判員裁判判決と評価

裁判員裁判判決が、控訴審ないし上告審で破棄される事案が生じ裁判員裁判制度の否定であるとの批判がある。

刑事裁判は、憲法第31条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」との適正手続（due process）条項及び刑事訴訟法第1条「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的な人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。」との下、公平性を理念とする。

国民の視点を刑事裁判に導入する裁判員裁判制度も憲法31条及び刑事訴訟法第1条の下では、言渡された判決は必ずしも絶対的なものではない。

最高裁平成26年3月10日第1小法廷決定は、覚せい剤取締法違反及び関税法違反被告事件において原審大阪高裁平成24年3月2日第4刑事部判決が事実誤認を理由に原原審大阪地裁平成23年1月28日第3刑事部判決を破棄し原審差戻しとした判断を支持して被告人の上告を棄却した¹³。横田尤孝裁判官は、補足意見で第一審の「公判前整理手続における争点整理及び審理計画の策定が不適切なままで終わったことには裁判所のみならず当事者の対応にも問題

¹³ 『最高裁判所刑事判例集（刑集）』68巻3号、87ページ以下参照。前掲註3、林弘正『裁判員裁判の臨床的研究』、216ページ以下参照。主要な判例評釈として、安廣文夫「控訴審における事実誤認の審査」『ジュリスト 平成26年度重要判例解説』1479号（2015年4月）、196ページ及び矢野直邦「覚せい剤の密輸入事件について、共犯者供述の信用性を否定して無罪とした第1審判決には事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用の誤りはないとされた事例」『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成26年度』（法曹会、2017年）、43ページ参照。

があったと考えられるところであり、分けても本件公訴事実について立証責任を負う検察官の訴訟活動には問題があったといわざるを得ない。」と判示し、検察官出身者として厳しく批判した。更に、横田裁判官は、第 1 審の判決書にも論及し、「同判決書は、本文だけで 43 頁に及ぶもので、この種事件にかかる裁判員裁判の判決書としては異例ということもできるほど長く、裁判員が一読して直ちに理解できたであろうかとの感を抱かざるを得ない。もとよりその長短のみをもって判決書の当否を論ずべきではないが、前記のような公判前整理手続及び公判審理の問題点が、評議及び判決にも影響を与えたと見ざるを得ず、公判前整理手続や公判審理の問題点が改善されれば、本件の具体的事案、争点、真に必要な証拠関係等に即したより分かりやすい内容の判決ができないではなかったはずであると思われる。」と判示した¹⁴。

最高裁平成 26 年 7 月 24 日第 1 小法廷判決は、両親の三女（当時 1 歳 8 カ月）に対する身体的虐待による傷害致死被告事件において原審大阪高裁平成 25 年 4 月 11 日第 1 刑事部判決及び原原審大阪地裁平成 24 年 3 月 21 日第 5 刑事部判決を破棄自判した事案である¹⁵。原審は、検察官の懲役 10 年の求刑を大きく凌駕して懲役 15

¹⁴ 『最高裁判所刑事判例集（刑集）』68 卷 3 号、95 ページ参照。

¹⁵ 『最高裁判所刑事判例集（刑集）』68 卷 6 号、925 ページ以下参照。前掲註 3、林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』、273 ページ以下参照。主要な判例評釈として、楡井英夫「傷害致死の事案につき、懲役 10 年の求刑を超えて懲役 15 年に処した第 1 審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例」『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成 26 年度』（法曹会、2017 年）、272 ページ；小池信太郎「傷害致死の事案につき、懲役 10 年の求刑を超えて懲役 15 年に処した第 1 審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例」『論究ジュリスト』18 号（2016 年夏号）、222 ページ；原田國男「裁判員裁判の量刑の在り方：最高裁平成 26 年 7 月 24 日判決をめぐって」『刑事法ジャーナル』第 42 号（2014 年）、43 ページ；岩瀬 徹「裁判員裁判における量刑と控訴審における

年に処した原原審大阪地裁平成24年3月21日第5刑事部判決を量刑不当とする被告人両名の控訴を棄却した。最高裁平成26年7月24日第1小法廷判決は、「裁判員裁判といえども、他の裁判の結果との公平性が保持された適正なものでなければならないことはいうまでもなく、評議に当たっては、これまでのおおまかな量刑の傾向を裁判体の共通認識とした上で、これを出発点として当該事案にふさわしい評議を深めていくことが求められているというべきである。」とし裁判の公平性を判示した。法廷意見は、更に「第1審判決の犯情及び一般情状に関する評価について、これらが誤っているとまではいえないとした原判断は正当である。」とした上で、原原審が従前の量刑傾向を変容させる意図をもって量刑判断を行うことを肯定した上で、「従来の量刑の傾向を前提とすべきではない事情の存在について、裁判体の判断が具体的、説得的に判示されるべきである。」と判示し、原審及び原原審の判断を破棄自判し、父親を懲役10年母親を懲役8年に処した。白木 勇裁判官は、補足意見で「裁判員裁判を担当する裁判官としては、量刑に関する判例や文献等を参考にしながら、量刑評議の在り方について日頃から研究し、考えを深めておく必要がある。評議に臨んでは、個別の事案に即して判断に必要な事項を裁判員にしていねいに説明し、その理解を得て量刑評議を進めていく必要がある。」と判示し、裁判官出身者として厳しく批判した。更に、白木裁判官は、「処罰の公平性は裁判員裁判を含む刑事裁判全般における基本的な要請であり、同種事犯

その審査』『ジュリスト 平成26年度重要判例解説』1479号（2015年4月）、193ページ；城下裕二「裁判員裁判と『同種事犯の量刑傾向』：最高裁平成26年7月24日判決を契機として」『札幌学院法学』31巻2号（2015年）、129ページ参照。

の量刑の傾向を考慮に入れて量刑を判断することの重要性は、裁判員裁判においても何ら異なるものではない。そうでなければ、量刑評議は合理的な指針もないまま直感による意見の交換となってしまうであろう。こうして、量刑判断の客観的な合理性を確保するため、裁判官としては、評議において、当該事案の法定刑をベースにした上、参考となるおおまかな量刑の傾向を紹介し、裁判体全員の共通の認識とした上で評議を進めるべきであり、併せて、裁判員に対し、同種事案においてどのような要素を考慮して量刑判断が行われてきたか、あるいは、そうした量刑の傾向がなぜ、どのような意味で出発点となるべきなのかといった事情を適切に説明する必要がある。このようにして、量刑の傾向の意義や内容を十分理解してもらって初めて裁判員と裁判官との実質的な意見交換を実現することが可能になると考えられる。そうした過程を経て、裁判体が量刑の傾向と異なった判断をし、そうした裁判例が蓄積されて量刑の傾向が変わっていくのであれば、それこそ国民の感覚を反映した量刑判断であり、裁判員裁判の健全な運用というべきであろう。」と判示した。

横田尤孝裁判官及び白木 勇裁判官の補足意見は、裁判員裁判草創期における裁判官及び検察官の訴訟活動におけるそれぞれの役割に対する厳しい警鐘として傾聴に値する。

4 控訴審での裁判員裁判破棄判決

近時、裁判員裁判をリードした裁判官が、裁判官のキャリアシステムの中で控訴審裁判長として原審の裁判員裁判判決を破棄する事案が散見される。

大阪高裁令和元年10月25日第6刑事部判決は、生後2カ月の

孫への乳幼児揺さぶられ症候群 (shaken baby syndrome : SBS) による身体的虐待で傷害致死罪に問われた事案で、被告である祖母を懲役5年6月(求刑懲役6年)に処した原審大阪地裁平成29年10月2日第14刑事部判決を事実誤認で破棄し無罪を言渡した¹⁶。原審は、被害児の受傷内容及び受傷後の被害児の状態についてSBS理論を信奉する小児科を専門とする医師と法医学を専門とする医師の判断に基づき傷害致死罪の成立を認めた。控訴審は、原審の小児科を専門とする医師の他に弁護人の請求した脳神経外科を専門とする医師2名と脳神経内科を専門とする医師1名の判断を基に「暴行を認定した原判決は、論理則、経験則に照らして、不合理といわざるを得ず、事実を誤認したものであって、この誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかである」と判示し、原判決を破棄し無罪を言渡した。原審は、裁判員裁判の合議体として医学的判断に際し、SBSの判断について弁護人の請求する脳神経外科医及び脳神経内科医の証人申請を却下し、小児科医と法医学医の供述のみを採用して審理を進めた。裁判員にとり医学的判断は難しく、裁判官は、合議体において医師の法廷供述を裁判員に詳細に説明したか疑問である。裁判員は、生後2カ月被害児の死亡結果イコール児童虐待と即断し、検察官のSBS主張の吟味が不十分なままに判断したものと思慮する。

東京高裁令和元年12月6日第10刑事部判決は、危険運転致死傷罪で被告人を懲役18年(求刑懲役23年)に処した原審横浜地裁平成30年12月14日第1刑事部判決に対して危険運転致死傷罪の成立を認めた上で、裁判官が公判前整理手続で危険運転致死傷罪に問わないと決定したにもかかわらず、公判廷で危険運転致死傷罪を争点としたことに対し、弁護人に適切な主張の機会を与えなかったと

¹⁶ 『LEX/DB インターネット』文献番号 25570549。

して法令手続違反で破棄差戻した¹⁷。

裁判員裁判は、その基本的理念として公判前整理手続により争点整理を行い裁判員の負担軽減を図る審理期間の短縮という時間的制約に配慮する。原審は、裁判員裁判手続上重要な公判前整理手続における裁判官の不適切な争点整理に起因する法令手続瑕疵であり破棄差戻を誘因した。

5 裁判員裁判制度の評価

裁判員裁判制度は、実施以降それぞれの段階で評価されている¹⁸。

竹崎博允元最高裁判所長官は、司法制度改革の陣頭指揮を執り、平成 26 年の最高裁判所長官「新年のこトば」で「裁判員制度は、今年 5 月で施行後満 5 年となります。概ね順調に運営されているといふことができますが、運用を重ねるに連れ、様々な課題が明らかになってきております。とりわけ、判決書からはうかがえない評議の実情、あるいは控訴審との関係など制度そのものに内在する問題点については、刑事裁判の基本的なありようという原点に立った上

¹⁷ 『LEX/DB インターネット』文献番号 25570641。原審横浜地裁平成 30 年 12 月 14 日第 1 刑事部判決（『LEX/DB インターネット』文献番号 25570337）。

¹⁸ 最高裁判所は、裁判員裁判実施直後の平成 21 年度以降、毎年意識調査を実施している（最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査」2010 年 3 月、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h21_isiki_1.pdf；最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査」2019 年 3 月、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/30-i-1.pdf）。土屋美明「裁判員制度の背景と課題：世代を超えて課題の克服へ定着させ、豊かな司法を」『総合法律支援論叢』第 1 号（2012 年）、65 ページ以下参照、<http://www.houterasu.or.jp/houterasu.../100486927.pdf>；See, Erik Herber, *Lay and Expert Contributions to Japanese Criminal Justice* (New York: Routledge, 2019).

での検討が早急に進められなければなりません。そのことを通じて、裁判員裁判にとどまらず刑事裁判全体の新しい姿が初めて確立されることと思います。」として、実施5年目の課題について言及する¹⁹。

寺田逸郎元最高裁判所長官は、裁判員裁判について「裁判員制度は、施行から7年目を迎えます。制度の施行以来、国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられて、概ね安定した運用が積み重ねられているように見受けられますが、具体的な手続の運営については、繰り返し指摘されているように、解決すべき課題が少なくありません。今後とも、分かりやすい公判審理やそのための的確かつ迅速な公判前整理手続の運営を定着させ、裁判員、裁判官の間で充実した評議が行われるよう、実証的な検証を重ねつつ運用改善の努力を進め、刑事裁判全体のレベルアップにつなげていってほしいものです。」と評価すると共に課題を指摘する²⁰。寺田逸郎元最高裁判所長官は、法務省司法法制部長として司法制度改革審議会設置法案をはじめ裁判員裁判制度創設に関与した。

裁判員裁判制度には、実施10周年を迎えて様々の評価がなされている²¹。

¹⁹ 「平成26年最高裁判所長官『新年のことば』」最高裁判所、2014年参照、<http://www.courts.go.jp/about/topics/shinnennokotoba-h26/index.html>。

²⁰ 寺田逸郎最高裁判所長官の平成28年6月23日開催「高等裁判所長官、地方裁判所長官、家庭裁判所長官会同」における挨拶。（http://www.courts.go.jp/vcms_lf/200623aisatsu.pdf）寺田逸郎元最高裁判所長官は、法務省司法法制部長当時、司法制度改革審議会設置法案提出に際し事務当局は「司法制度審議会」と称する原案を提出したとのエピソードを披瀝するが、法務省と行政府の意識の差異を示し興味深い。寺田逸郎「ゆらぐ司法の輪郭—裁判の役割拡大とその変容」『司法法制部季報』101号（2002年）、1ページ以下参照。

²¹ 法律雑誌の特集として、「〈特集〉裁判員制度10年」『刑事法ジャーナル』第61号（2019年）；「司法制度改革20年・裁判員制度10年」『論究ジュリスト』31

裁判員裁判を牽引する責任者である大谷直人最高裁判所長官は、裁判員制度はまだ草創期であり制度の運用もいまだ完成途上であるとした上で「公判前整理手続の長期化、裁判員候補者の辞退率の上昇等の課題はつとに指摘されているところですし、裁判員と裁判官との真の意味での協働を実現し、判決においてそれを目に見える形として示していくための検討は、今後更に深化させていくことが望まれます。さらに、裁判員裁判で生じた刑事裁判の変化を他の分野の裁判にどう広げ、我が国における刑事裁判の全体像をどう作り直していくかという問題についても、これから腰を据えて取り組んでいく必要があります。」と指摘する²²。

最高裁判所は、「法曹三者の協力の下、裁判員裁判を中心として、精密司法・調書裁判などと呼ばれてきた運用から脱却し、核心司法・公判中心主義を実現するための取組が進められ、裁判員制度は、国民の理解と協力の下、幅広い国民参加を得て概ね順調に運営されてきたとあってよい。」と裁判員裁判 10 周年を総括する²³。

裁判員経験者に対するアンケート調査では、裁判員として参加したことにつき「非常によい経験」又は「よい経験」と感じたと回答した裁判員経験者の割合は制度施行当初の平成 21 年から平成 30 年まで一貫して 95%を超えている。平成 30 年の経験者アンケー

号（2019 年秋号）参照。井上正仁「裁判員制度と刑事司法—二人三脚 10 年の歩み—」裁判員制度 10 年シンポジウム（東京：最高裁判所・法務省〔最高検察庁〕・日本弁護士連合会、2019 年 5 月 21 日）、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/10thsympolecture.pdf。本稿は、資料として最新のデータが紹介されている。

²² 大谷直人「裁判員制度 10 周年を迎えて」2019 年 5 月、<http://www.courts.go.jp/about/topics/saibanin10shuunen/index.html>。

²³ 最高裁判所事務総局『裁判員制度 10 年の総括報告書』2019 年 5 月、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_hyousi_honbun.pdf。

トでは、参加前に参加に積極的であった者は約40%であったのに対し、参加後には約97%がよい経験であったと評価している。更に、審理・評議が数か月にわたる長期審理事件を担当した裁判員経験者の97%以上がよい経験であったと評価する²⁴。

最高裁判所は、各地の「裁判員経験者の意見交換会」議事録を公開し、裁判員の視点からの問題点を紹介している²⁵。

令和元年5月21日、最高裁判所、法務省、最高検察庁及び日本弁護士連合会は、共催して裁判員制度10周年記念シンポジウム「裁判員制度のこれまで、そしてこれから」を開催した。同シンポジウムには、裁判員経験者2名も参加した²⁶。

日本放送協会（NHK）は、2019年4月19日から21日までランダム・デジット・ダイヤリング（Random Digit Dialing）法で全国の男女2,819人を対象に裁判員制度10周年を契機とした裁判員制度に関する調査を実施した（回答数1,548人・回答率54.9%）。主要な調査結果は、裁判員制度の認知度44.7%、導入を評価する者58%（市民感覚が反映される41.3%、裁判が身近になったから20.2%、事件や社会問題に関心を持つ人が増えたから29.6%）、導入を評価しない者28.1%（裁判員の心理的負担が大きいから61.1%、市民参加の意義が感じられないから13.8%）、審理期間が長すぎるとする者55.5%、自分が裁判員に選任されて可能な審理

²⁴ 前掲註23、最高裁判所事務総局『裁判員制度10年の総括報告書』、1ページ以下及び『同報告書図表編』、【図表1】及び【図表2】26ページ以下参照、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_diagram.pdf。

²⁵ 最高裁判所HP「裁判員経験者の意見交換会議事録」参照、<http://www.saibanin.courts.go.jp/ikenkoukan/index.html>。

²⁶ シンポジウムの詳細は、以下のHP参照、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/10thsympopanel.pdf。

期間（3日以内27.6%、1週間まで24.2%、2週間まで11.6%、1か月まで6.7%）等である²⁷。

裁判員裁判実施当初は、各地の裁判所での第1号事件についてメディアは多大の関心をもって報道した。その後、重大事件や社会的関心を引く事件については、その都度報道されることはあっても裁判員裁判への社会の関心は薄れている。

四 裁判員裁判制度の今後の課題

1 無罪の推定 (Assumption of Innocence) 原則

裁判員裁判制度は、法的トレーニングを受けていない裁判員が審理に参加することのメリットとデメリットが論議された。メリットは、硬直化した職業裁判官とは視点を異にする社会経験豊富な市民感覚の導入による刑事裁判の活性化・健全化である。他方、デメリットは、重大な犯罪事実や結果に引きずられ冷静な判断が可能かとの疑念である。裁判員は、重大事案を審理する際にマスメディアの連続的・集中的報道により公判開始以前に被告人を有罪であるとの予断を抱き、裁判員裁判合議体で「無罪の推定 (Assumption of Innocence)」原則を貫徹出来るかとの疑念である。

具体的な事案としては、さいたま地裁平成24年4月13日第4刑事部判決及び鳥取地裁平成24年12月4日判決がある。さいたま地裁判決は、いわゆる出会い系サイトで知り合った男性に真剣な交際を装って多額の金銭を貢がせ返済等を免れるために3人の男性を殺害した詐欺、詐欺未遂、窃盗及び殺人に問われ死刑を言渡した事案

²⁷ NHK「裁判員制度に関する世論調査 (RDD 追跡法)」2019年4月19日～21日参照、https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190521_1.pdf。

である²⁸。本事案は、メディアにより事件発生と同時に被告人を「毒婦」と称し連日の報道が行われ、当時最長の100日裁判として先に検討した類似の事案である鳥取地裁平成24年12月4日判決と同様社会の関心を集めた。

2 裁判員の心理的負担

裁判員は、法廷で被害者の悲惨な写真等の証拠（刺激証拠）を見せられることにより精神的負担を強いられる。女性裁判員が法廷で刺激証拠を見せられ、ショックを受け急性ストレス障害（Acute Stress Disorder: ASD）に罹患したケースが発生し、スケッチ等に変更された。

福島地裁平成26年9月30日第1民事部判決は、福島地裁郡山支部での強盗殺人罪に問われた事案の第1回公判の冒頭陳述の後に検察官提出に係る証拠の取調べが行われ、証拠の中には被害者が殺害された直後の血の海となった現場の状況を撮影した写真が含まれており、10箇所以上に刺し傷がある被害者夫婦の頭部や頸部の写真も裁判員用のモニター画面に映し出された。また、その他に犯行に用いられたと思われる被害者の血がついたままの軍手や、発泡スチロールで作られた被害者の頭頸部の模型等の写真も証拠として取り調べられた。これらの写真は全てカラー写真であり、裁判員として在廷した原告は被害状況等の写真を見たくないと思ったが、裁判員としての職責を果たすためにモニター画面に映し出された写

²⁸ 『LEX/DB インターネット』文献番号25481416。東京高裁平成26年3月12日第5刑事部判決は被告人の控訴を棄却し（『LEX/DB インターネット』文献番号25503368）、最高裁平成29年4月14日第二小法廷判決は、被告人の上告を棄却した（『LEX/DB インターネット』文献番号25448669）。

真を見て検察官の説明を聞いた。同日午前中には、被害者である妻が、犯人に刺されながらも必死で消防署に救いを求める電話の音声録音された CD-R の取調べも行われ、CD-R の音声は約2分50秒にわたり法廷において再生された。原告は、裁判員として悲惨な写真や被害者の声を聞かされ、急性ストレス障害 (Acute Stress Disorder: ASD) を発症したとして国家賠償法1条1項に基づき損害賠償請求をした。裁判所は、原告の請求を棄却した²⁹。

最高裁は、裁判員のストレス等に対応するためカウンセリングを提供している³⁰。然しながら、裁判員のストレスは、裁判時のみならず事後においても継続する場合もある。特に、死刑判決を言渡した事案では、死刑執行がなされた時点で裁判員の精神的負荷が増大すると思慮される。裁判員のストレスは、審理期間中帰宅後も家族と日中法廷で交わされた事項を話せない等の守秘義務にも起因する。

3 法律概念や用語の難解性

裁判員にとり法律概念や心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder: PTSD) 等の精神医学・臨床心理学用語の難解性は、夙に指摘されてきた。東京地裁平成25年5月21日第1刑事部判決は、責任能力が争点となり被告人が中等症うつ病エ

²⁹ 『判例時報』2240号(2015年1月21日)、119ページ及び前掲註3、林弘正『裁判員裁判の臨床的研究』、305ページ参照。

³⁰ 「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」が設置されているが、利用件数は少ない。裁判員メンタルヘルスサポート窓口についての具体的状況及び裁判員裁判合議体での裁判員へのメンタルヘルスサポートの実践例について、「裁判員制度の施行状況等に関する検討会(第9回)議事録」法務省、2019年11月19日、2ページ以下参照、<http://www.moj.go.jp/content/001313255.pdf>。

ピソード（ICD-10 F32.1）に罹患していたかが争われた³¹。東京地裁平成26年12月11日刑事第11部判決は、強姦致傷、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反に問われた事案である。争点は、①被告人が、被害者に対し、暴行を加えたか否か、②被害者が被告人との性交を承諾していなかったか否か、③被告人が被害者が性交を承諾していないことを認識していたか否か、④被害者が本件犯行により心的外傷後ストレス障害の傷害を負ったか否かの4点である。裁判所は、全治約7か月のPTSDの傷害を認定し、強姦致傷罪の成立を認めた³²。

4 裁判員候補者の辞退率

裁判員裁判制度の喫緊の課題は、裁判員候補者の辞退率の増加であり、平成30年の辞退率は67.1%に達している。その主要な要因は、審理の長期化及び雇用情勢の変化（人手不足、非正規雇用者の増加等）にある³³。上述の裁判員裁判の実施状況データは、実質審理期間を第1回公判から終局（判決宣告）までの期間とし審理等が行われなかった日や土日祝日を含むとし、最長207日最短2日とする。特に、否認事件では平成30年14.0月となり、これだけの長期に亘り裁判員ないし補充裁判員として審理に参加できる人的リソースは限定されてくる。

³¹ 前掲註3、林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』、239ページ以下参照。

³² 前掲註3、林 弘正「裁判員裁判における難解な精神医学用語に関する一考察—東京地裁平成26年12月11日刑事第11部判決を契機に—」『法学新報』123巻9・10号（2017年）、283ページ以下参照。

³³ 株式会社NTT データ経営研究所「裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務報告書」2017年参照、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/bunseki-1.pdf。

五 結語

1 日本における市民の司法参加

大正 9 年 7 月 3 日臨時法制審議会の陪審制度を可とする『陪審制度採否ニ関スル答申書』を受け、大正 12 年 4 月 18 日法律 50 号により陪審法が制定された。同法は、陪審員裁判を選択するか否かを被告人に委ねた結果、陪審員裁判を選択する者が少なくなり、昭和 18 年 4 月 1 日法律 88 号で一時停止され今日に至っている³⁴。そのような状況の中、日本は、国民の司法参加の手段として、従前の陪審制度の反省を踏まえて刑事裁判で職業裁判官と裁判員の協働を基本とする陪審制や参審制とは異なる独自の裁判員裁判制度を選択した。

司法制度改革の必要性は、昭和 37 年に開始された臨時司法制度調査会以来何度も指摘されながらも実現することはなかった。司法制度改革審議会は、『司法制度改革審議会意見書 - 21 世紀の日本を支える司法制度 -』（平成 13 年）を公表し、基軸を提示した。

司法制度改革推進本部顧問会議は、法曹養成制度と裁判員裁判制度の導入を提案した³⁵。

裁判員裁判は、実施 10 年の経験を踏まえて「精密司法から核心司法へ」、「調書裁判から公判中心主義へ」とのキャッチフレーズに示されるように刑事司法システムの在り方を根底から変革し、刑事裁判での当事者主義が徹底された。具体的変革としては、限られ

³⁴ 前掲註 3、林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』、14 ページ以下参照。

³⁵ 平成 16 年 11 月 12 日開催、第 8 回司法制度改革推進本部顧問会議議事録参照（「司法制度改革推進本部顧問会議（第 18 回）議事録」首相官邸、2004 年、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/komon/dai18/18gijiroku.html>）。前掲註 3、林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』、365 頁以下参照。

た公判期日の中で裁判員にも理解できるように法廷で重要な供述を直接見聞き心証形成が可能となったこと等が挙げられる。

市民の司法参加は、裁判員と職業裁判官で構成される合議体での協働により刑事司法に多大の変革を齎している。

2 裁判員候補者辞退率低減化への方策

裁判員裁判制度は、実施10年間で71,523人の裁判員及び24,297人の補充裁判員の関与のもと12,685人の刑事被告人に判決を言渡している³⁶。市民の意識を刑事裁判に反映させるとの裁判員裁判の理念は、一定の成果を挙げていると評される。

最高裁判所は、裁判員裁判の広報活動の一環として裁判官や協力可能な裁判員経験者による出張講義等を更に積極的に展開し辞退率低減化の努力をしている³⁷。

辞退率増加の主要な要因の一つは、否認事件での公判期日の長期化に伴う裁判員の拘束時間の増加にある。刑事裁判は、被告人の適正手続に則った裁判を受ける権利を大前提とするものであり、公判期日をただ短期間にするだけでは解決しない。

法務省に設置された「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」は、公判期日の長期化への対策として「否認事件を対象事件に加えるべきではないか、裁判員等の参加促進及び負担軽減のための措置」等を検討課題として論議を開始している³⁸。

³⁶ 前掲註10、最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和元年11月末・速報）」参照、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_11_saibaninsokuhou.pdf。

³⁷ 前掲註23、最高裁判所事務総局『裁判員制度10年の総括報告書』、5ページ以下参照。

³⁸ 「裁判員制度の施行状況等に関する検討会第10回会合」法務省、2019年12月17日資料参照、http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00006.html。

非営利団体・裁判員ネットは、市民の視点から裁判員候補者辞退率低減化への方策として以下 6 つを提言している³⁹。

「・裁判員候補者であることの公表禁止規定を見直すこと、・守秘義務を緩和すること、・裁判員の心のケアのために裁判員裁判を実施する各裁判所に臨床心理士等を配置すること、・裁判員候補者を対象とした『裁判員事前ガイダンス』を実施すること、・裁判員裁判の控訴審に『控訴審裁判員』の仕組みを導入すること、・市民の視点で継続的に検証する仕組みをつくること」

裁判員ネットの提案は、否認事件での公判期日の長期化との状況を思慮するとき必ずしも十全とは言えないが一考に値する提言である。

今後、如何にして裁判員候補者の辞退率を低減化するか未だ明確な解決策が見出せないが、裁判員裁判制度の安定的継続には喫緊の最大の課題である。

3 台湾での市民の司法参加

2013 年 3 月 11 日、国立政治大學國際關係研究中心で開催された日本法政学会・国立政治大學共催「現代行政の課題と展望」シンポジウムにおいて、筆者は、特別報告「裁判員裁判の現状と課題」を発表する機会を得た。シンポジウム翌日、裁判官との意見交流の際に、日本の裁判員裁判制度について報告したが、裁判官の関心を引くことはなかった。

現在、台湾では、司法制度改革の一環として国民の司法参加に

³⁹ 一般社団法人裁判員ネット HP 参照（「市民からの提言～辞退率上昇と出席率低下を改善するために～」『裁判員ネット』2019 年 5 月 13 日、<http://saibanin.net/updatearea/news/archives/3147>）。

ついでに論議が開始され、2018年4月30日から5月1日に司法院で「日本裁判員制度專題研討會」というシンポジウムが開催された⁴⁰。司法院は、最新の司法動態において「國民參與刑事審判法草案初稿（106.11.30 公布版）」を公表しており、今後の展開が注目される⁴¹。

（寄稿：2019年12月30日、再審：2020年2月8日、採用：2020年3月9日）

⁴⁰ 司法院「日本裁判員制度專題研討會新聞稿」2018年5月4日、<http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=332473>。

⁴¹ 「國民參與刑事審判法草案初稿」民国106年11月30日公布版について、司法院「『國民參與刑事審判法草案初稿』發布記者會新聞稿」2017年11月30日、<http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=299832>。
最新の状況については、『國民法官一起審判』司法院、<http://social.judicial.gov.tw/LayJudge/Promoted/Introduction>。

檢視日本裁判員審判制度實施 10 週年

林弘正

(島根大學名譽教授)

【摘要】

因應日本實施裁判員參審制度將屆 10 週年，本文檢視其成立之背景、基礎理念，並探討裁判員參審制度之現狀、評析及課題。起初，人們對不具備法律知識的市民以裁判員與補充裁判員身份組成刑事審判之合議制感到不安。在專業法官適度的引導下，於重罪案件的刑事第一審審判中，裁判員與補充裁判員的合議制之評決等制度被認為具有發揮一定的功能。從注重裁判員參審的角度來看，不得在控訴審及上告審（第二審、第三審上訴審）時，否定裁判員之判決。然而，從公正審判為首的角度來看，控訴審及上告審不可避免地會糾正其事實判斷和量刑判斷中的任何誤認或偏差。

本研究介紹在控訴審及上告審中放棄自判之案例，並顯示其判斷之妥當性。未來課題將是減少裁判員與補充裁判員退出的比率。

關鍵字：司法制度改革、裁判員參審、評議、創傷後壓力症候群
(PTSD)

Evaluating the Implementation of the 10th Anniversary of the Saiban-in System (Lay Judge)

Hiromasa Hayashi

Professor Emeritus, Shimane University

【Abstract】

This paper considers the background and basic concept of the Saiban-in (lay judge) system which has been started from 2009, and evaluates the implementation and problems. People, at first, are uneasy towards criminal cases trial by a panel of the Saiban-in and alternate Saiban-in participation; because they are chosen from the general public and lack legal knowledge. However, under the professional guidance of judges, the Saiban-ins participation can play a role in the primary ruling of felony trials in the district court. It is said that the ruling of the Saiban-in cannot be overruled in appeal trials (the court of second instance and the final appellate instance). However, from the perspective of a fair trial, it is unavoidable that appeal trials could correct any misunderstanding or errors that were made in the previous trials.

This research introduces cases of abandoning self-ruling during trials and appeals to determine the validity of such judgement. One of the most important problems is the reduction of dropout rate of the Saiban-in and alternate Saiban-in.

Keywords: Justice System Reform, Saiban-in system, deliberation, Post Traumatic Stress Disorder (PTSD)

〈参考文献〉

- 「今般の司法制度改革の基本理念と方向」『司法制度改革審議会意見書 - 21 世紀の日本を支える司法制度 -』司法制度改革審議会、2001 年 6 月 12 日、13 ページ、<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-1.pdf>。
- “Konpan no shiho seido kaikaku no kihon rinen to hoko” [Fundamental Philosophy and Directions for Reform of the Justice System], *Shiho seido kaikaku shingikai ikensho- 21 seiki no nihon wo sasaeru shiho seido [Recommendations of the Justice System Reform Council: For a Justice System to Support Japan in the 21st Century]*, Justice System Reform Council, June 12, 2001, p.13.
- 「裁判員経験者の意見交換会議事録」最高裁判所、<http://www.saibanin.courts.go.jp/ikenkoukan/index.html>。
- “Saibanin keikensha no iken kokankai gijiroku” [Minutes of Opinion Exchange Meeting Attended by Experienced Saibanin (Judges)], Supreme Court of Japan.
- 「裁判員裁判全国第 1 号事件控訴審判決」『判例タイムズ』1325 号（2010 年 8 月 15 日）、60 ページ。
- “Saibanin saiban zenkoku daiichigo jiken kososhin hanketsu” [The Court Decision of the First Case in Japan made by Lay Judges], *HANREI TIMES*, No.1325, August 15, 2010.
- 「裁判員制度に関する検討会」法務省、http://www.moj.go.jp/shingil/keiji_kentoukai_saibaninseido_top.html。
- “Saibanin seido ni kansuru kentokai” [Review Committee on Lay Judge System], The Ministry of Justice.
- 「裁判員制度に関する裁判官意見交換会（5 月 20 日開催）」大阪高等裁判所、www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12.../osaka1.pdf。
- “Saibanin seido ni kansuru saibankan iken kokankai (5 gatsu 20 nichi kaisai)” [Opinion Exchange Meeting Attended by Judges on Lay Judge System (Held on May 20)], Osaka High Court.
- 「裁判員制度に関する裁判官意見交換会（5 月 21 日開催）」東京高裁、www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12.../tokyo1.pdf。
- “Saibanin seido ni kansuru saibankan iken kokankai (5 gatsu 21 nichi kaisai)” [Opinion Exchange Meeting Attended by Judges on Lay Judge System (Held on May 21)], Tokyo High Court.
- 「裁判員制度に関する裁判官意見交換会（5 月 21 日開催）」名古屋高裁、www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12.../nagoya1.pdf。
- “Saibanin seido ni kansuru saibankan iken kokankai (5 gatsu 21 nichi kaisai)” [Opinion Exchange Meeting Attended by Judges on Lay Judge System (Held on May 21)], Nagoya High Court.
- 「『裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会』の設置について」最高裁判所、http://www.courts.go.jp/saikosai/iinkai/saibanin_kondan/index.html。

- “‘Saibanin seido no unyo to ni kansuru yushikisha kondankai’ no setchi ni tsuite” [The Establishment of the “Expert Meeting on the Implementation of Lay Judge System”], Supreme Court of Japan.
- 「裁判員制度の施行状況等に関する検討会（第9回）議事録」法務省、2019年11月19日、<http://www.moj.go.jp/content/001313255.pdf>。
- “Saibanin seido no shiko jokyo to ni kansuru kentokai (dai 9 kai) gijiroku” [Minutes of (the Nineth Meeting) Review Commission on the Implementation Status of Lay Judge System], The Ministry of Justice, November 19, 2019.
- 「裁判員制度の施行状況等に関する検討会第10回会合」法務省、2019年12月17日 http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00006.html。
- “Saibanin seido no shiko jokyo to ni kansuru kentokai dai 10 kai kaigo” [The Tenth Review Commission Meeting on the Implementation Status of Lay Judge System], The Ministry of Justice.
- 「司法制度改革推進本部顧問会議（第18回）議事録」首相官邸、2004年、<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/komon/dai18/18gijiroku.html>。
- “Shiho seido kaikaku suishin honbu komon kaigi (dai 18 kai) gijiroku” [Minutes of (the Eighteenth Meeting) Advisory Committee of Judicial System Reform Promotion Headquarters], Prime Minister of Japan and His Cabinet, 2004.
- 「司法制度改革20年・裁判員制度10年」『論究ジュリスト』31号（2019年秋号）。
- “Shiho seido kaikaku 20 nen, saibanin seido 10 nen” [The Twentieth Anniversary of Judicial Reform, and the Tenth Anniversary of Lay Judge System], *Quarterly Jurist*, No.31, Autumn, 2019.
- 「市民からの提言～辞退率上昇と出席率低下を改善するために～」『裁判員ネット』2019年5月13日、<http://saibanin.net/updatearea/news/archives/3147>。
- “Shimin karano teigen- jitairitsu joshu to shusseki ritsu teika wo kaizen suru tameni” [Proposals from the Citizens: Improving the High Dropout and Low Attendance Rates], *Saibanin Net*, May 13, 2019.
- 「〈特集〉裁判員制度10年」『刑事法ジャーナル』第61号（2019年）。
- “‘Tokushu’ saibanin seido 10 nen” [(Special Issue) The Tenth Anniversary of Lay Judge System], *Criminal law journal*, No.61, 2019.
- 「平成26年最高裁判所長官『新年のこトバ』」最高裁判所、2014年、<http://www.courts.go.jp/about/topics/shinnenkotoba-h26/index.html>。
- “Heisei 26 nen saiko saibansho chokan ‘shin nen no kotoba’ ” [2014 “Happy New Year” from the Chief of the Supreme Court], Supreme Court of Japan, 2014.
- 『最高裁判所刑事判例集（刑集）』65巻8号、1285ページ。
Supreme Court Reports (Criminal Cases), Vol.65, No.8, p.1285.
- 『最高裁判所刑事判例集（刑集）』68巻3号、87ページ、95ページ。
Supreme Court Reports (Criminal Cases), Vol.68, No.3, p.87, p.95.
- 『最高裁判所刑事判例集（刑集）』68巻6号、925ページ。

Supreme Court Reports (Criminal Cases), Vol.68, No.6, p.925.

『判例時報』2240号(2015年1月21日)、119ページ。

The Hanreijiho, No.2240, January 21, 2015, p.119.

『LEX/DB インターネット』文献番号25570549、25570641、25570337、25481416、25503368、25448669。

LEX/DB Internet, Reference Number25570549, 25570641, 25570337, 25481416, 25503368, 25448669.

井上正仁「裁判員制度と刑事司法—二人三脚10年の歩み—」裁判員制度10年シンポジウム(東京:最高裁判所・法務省・最高検察庁・日本弁護士連合会、2019年5月21日)、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/10thsympolecture.pdf。

Inoue, Masahito, “Saibanin seido to keiji shiho- ninin sankyaku 10 nen no ayumi-” [Lay Judge System and Criminal Justice: Walking Together in Ten Years], Symposium on the Tenth Anniversary of Lay Judge System, Tokyo: Supreme Court, The Ministry of Justice, Supreme Public Prosecutors Office, Japan Federation of Bar Associations, May 21, 2019.

岩瀬 徹「裁判員裁判における量刑と控訴審におけるその審査」『ジュリスト平成26年度重要判例解説』1479号(2015年4月)、193ページ。

Iwase, Toru, “Saibanin saiban ni okeru ryokei to kososhin ni okeru sono shinsa” [Lay Judges’ Sentences in the Court and their Examinations in Appeals], *Jurisuto-heisei 26 nendo juyo hanrei kaisetsu*, [Jurist: Commentaries on Important Case Precedents in 2014], No.1479, April, 2015, p.193.

NHK「裁判員制度に関する世論調査(RDD追跡法)」2019年4月19～21日、https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190521_1.pdf。

NHK “Saibanin seido ni kansuru yoron chosa (rdd tsuisekiho)” [The Opinion Survey on Lay Judge System (with the RDD Approach)], April 19-21, 2019.

大谷直人「裁判員制度10周年を迎えて」2019年5月、<http://www.courts.go.jp/about/topics/saibanin10shuunen/index.html>。

Otani, Naoto, “Saibanin seido 10 shunen wo mukaete” [The Coming Tenth Anniversary of Lay Judge System], May, 2019.

株式会社NTTデータ経営研究所「裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務報告書」2017年、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/bunseki-1.pdf。

NTT Data Institute of Management Consulting, “Saibanin kohosya no jitairitsu joshou, shusseki ritsu teika no genin bunseki gyomu hokokusho,” [The Analysis Report on the Increasing Dropout and Low Attendance Rates of the Lay Judges], 2017.

小池信太郎「傷害致死の事案につき、懲役10年の求刑を超えて懲役15年に処した第1審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例」『論究ジュリスト』18号(2016年夏号)、222～227ページ。

Koike, Shintaro, “Shogai chishi no jian ni tsuki, choeki 10 nen no kyukei wo koete choeki 15 nen ni shoshita dai 1 shin hanketsu oyobi kore wo zenin shita genhanketsu ga ryokeifuto

to shite haki saretu jirei” [The criminal of a case, in which injury and death were involved, was given more than ten years’ punishment and in the first trial he was sentenced fifteen years in prison, and that was considered as unjust, and the verdict was discarded], *Quarterly Jurist*, No.18, Summer, 2016, p.222-227.

最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査」2010年3月、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h21_isiki_1.pdf。

Supreme Court of Japan, “Saibanin seido no unyo ni kansuru ishiki chosa heisei 22 nen 3 gatsu” [The Attitude Survey on the Implementation of Lay Judge System], March, 2010.

最高裁判所「裁判員制度の運用に関する意識調査」2019年3月、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/30-i-1.pdf。

Supreme Court of Japan, “Saibanin seido no unyo ni kansuru ishiki chosa heisei 31 nen 3 gatsu” [The Attitude Survey on the Implementation of the Lay Judge System], March, 2019.

最高裁判所事務総局『裁判員制度10年の総括報告書』2019年5月、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_hyousi_honbun.pdf。

General Secretariat of the Supreme Court, “Saibanin seido 10 nen no sokatsu hokoku sho” [Summary Report on Ten Years’ Lay Judge System], May, 2019.

最高裁判所事務総局「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～令和元年11月末・速報）」、http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/r1_11_saibaninsokuhou.pdf。

General Secretariat of the Supreme Court, “Saibanin saiban no jishshi jokyo ni suite (seido shiko- reiya gannen 11 gatsu matsu, sokuho)” [About the Implementation Situation of the Lay Judges’ Trial (System Implementation: up to the End of November in 2019, a Brief Report)].

酒巻 匡「裁判員制度の合憲性」『刑事訴訟法判例百選』第10版（別冊ジュリスト232号）、2017年、112ページ。

Sakamaki, Tadashi, “Saibanin seido no gokensei” [Constitutionality of Lay Judge System], *keiji soshoho hanrei hyakusen [100 Selected Case Rulings of the Criminal Procedure Law]*, 10th Edition (‘Jurist’ Special Edition No.232), 2017, p.112.

城下裕二「裁判員裁判と『同種事犯の量刑傾向』：最高裁判平成26年7月24日判決を契機として」『札幌学院法学』31巻2号（2015年3月）、129～148ページ。

Shiroshita, Yuji, “Saibanin saiban to ‘doshu jihan no ryokei keiko’: saikosai heisei 26 nen 7 gatsu 24 kka hanketsu wo keikitoshite” [Lay Judge Trials and ‘Sentencing Tendency of Similar Cases’: on the Occasion of Supreme Court’s Ruling on July 24, 2014], *Sapporo Gakuin law review*, Vol.31, No.2, March, 2015, pp.129-148.

新屋達之「国民の司法参加・裁判員制度の合憲性」『法律時報』84巻10号（2012年9月号）、126～129ページ。

Shinya, Tatsuyuki, “Kokumin no shiho sanku, saibanin seido no gokensei” [Constitutionality of Citizen’s Judicial Participation and Lay Judge System], *Horitsu jho*, Vol.84, No.10, September, 2012, p.126-129.

土屋 美明 「裁判員制度の背景と課題：世代を超えて課題の克服へ定着させ、豊かな司法を」『総合法律支援論叢』第 1 号（2012 年）、65～86 ページ

Tutiya, Yosiaki, “Saibanin seido no haikai to kadai: sedai wo koete kadai no kokufuku e teichaku sase, yutakana shiho wo” [Background and Issue of Lay Judge System: Establish a way to Overcome Challenges across Generations and to Enrich the Justice], *Sogo horitsu shien ronso*, No.1, 2012, p.65-86.

寺田 逸郎 「ゆらぐ司法の輪郭－裁判の役割拡大とその変容」『司法法制部季報』101 号（2002 年）、1～4 ページ。

Terada, Itsuro, “Yuragu shiho no rinkaku: saiban no yakuwari kakudai to sono henyo” [Contour of the Fluctuating Judicial Justice: The Expanding Role of Trial and its Transformation], *Judicial System Department Journal*, No.101, 2002, p.1-4.

南部 晋太郎 「裁判員制度の合憲性に関する大法廷判決」『研修』765 号（2012 年 3 月）、21～34 ページ。

Nambu, Shintaro, “Saibanin seido no gokensei ni kansuru daihotei hanketsu” [Large Court Ruling on the Constitutionality of the Judge System], *Kenshu*, No.765, p.21-34.

西野 吾一・矢野 直邦 「1 刑事裁判における国民の司法参加と憲法 2 裁判員制度と憲法 31 条、32 条、37 条 1 項、76 条 1 項、80 条 1 項 3 裁判員制度と憲法 76 条 3 項 4 裁判員制度と憲法 76 条 2 項 5 裁判員の職務等と憲法 18 条後段が禁ずる『苦役』」『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成 23 年度』（法曹会、2015 年）、257 ページ。

Nishino, Goichi, Yano, Naokuni, “1 keiji saiban ni okeru kokumin no siho sanko to kenpo 2 saibanin seido to kenpo 31 jo, 32 jo, 37 jo 1 ko, 76 jo 1 ko, 80 jo 1 ko 3 saibanin seido to kenpo 76 jo 3 ko 4 saibanin seido to kenpo 76 jo 2 ko 5 saibanin no syokumu to to kenpo 18 jo kodan ga kinzuru ‘kueki’ ”, [1. Criminal ruling as for judicial participation of the people and Constitution. 2. Lay Judge System and Constitution Article 31, 32, 37 1st paragraph, 76 1st paragraph, 80 1st paragraph. 3. Lay Judge System and Constitution Article 76 3rd paragraph. 4. Lay Judge System and Constitution Article 76 2nd paragraph. 5. Duties of Lay Judges and Constitution Article 18 Latter part forbidden “hard role”], *Saiko saibansho hanrei kaisetsu : keijihen heisei 23 nendo* [Commentary on Rulings made by the Supreme Court: the Criminal Cases of FY2011], Hosokai, 2015, p.257.

楡井 英夫 「傷害致死の事案につき、懲役 10 年の求刑を超えて懲役 15 年に処した第 1 審判決及びこれを是認した原判決が量刑不当として破棄された事例」『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成 26 年度』（法曹会、2017 年）、272 ページ。

Nirei, Hideo, “Shogai chishi no jian ni tsuki, choeki 10 nen no kyukei wo koete choeki 15 nen ni shoshita dai 1 shin hanketsu oyobi kore wo zenin shita genhanketsu ga rokyoifuto to shite haki saretai jirei” [The criminal of a case, in which injury and death were involved, was given more than ten years’ punishment and in the first trial he was sentenced fifteen years in prison, and that was considered as unjust, and the ruling was discarded], *Saiko saibansho hanrei kaisetsu: keijihen heisei 26 nendo* [Commentary on Rulings made by the Supreme

- Court: the Criminal Cases of FY2014*], Hosokai, 2017, p.272.
- 林 弘正『裁判員裁判の臨床的研究』（成文堂、2015年）。
- Hayashi, Hiromasa, *Saibanin saiban no rinshoteki kenkyu [Die klinische Untersuchung über das Saiban-in Gericht]*, Seibundoh Publishing, 2015.
- 林 弘正「裁判員裁判における難解な精神医学用語に関する一考察 - 東京地裁平成26年12月11日刑事第11部判決を契機に -」『法学新報』123巻9・10号（2017年）、238～308 ページ。
- Hayashi, Hiromasa, “Saibanin saiban ni okeru nankai na seishin igaku yogo ni kansuru ichi kosatsu- tokyo chisai heisei 26 nen 12 gatsu 11 nichi keiji dai 11bu hanketsu wo keiki ni-” [Esoteric Psychiatric Terms in Lay Judges’ Rulings: A Discussion on the Criminal Ruling Division 11 made by Tokyo District Court in December 11, 2014] *The Chuo law review*, Vol.123, No.9/10, 2017, pp.238-308.
- 原田國男「裁判員裁判の量刑の在り方：最高裁平成26年7月24日判決をめぐって」『刑事法ジャーナル』第42号（2014年）、43～54 ページ。
- Harada, Kunio, “Saibanin saiban no ryokei no arikata: saikosai heisei 26 nen 7 gatsu 24 kka hanketsu wo megutte” [The Way that Lay Judge Sentences: the Ruling made by Supreme Court in July 24, 2014], *Criminal law journal*, No.42, 2014, pp.43-54.
- 松村良之「人々の裁判員裁判と刑事司法への態度－その評価を中心として－」『法社会学』72号（2010年）、70～87 ページ。
- Matsumura, Yoshiyuki, “Hitobito no saibanin saiban to keiji shiho eno taido- sono hyoka wo chushin toshite” [Japanese Attitudes Toward Criminal Justice and Lay Judge System: Focusing on Their Evaluation]”, *The sociology of law*, No.72, 2010, pp.70-87.
- 安廣文夫「控訴審における事実誤認の審査」『ジュリスト 平成26年度重要判例解説』1479号（2015年4月）、196 ページ。
- Yasuhiro, Fumio, “Kososhin ni okeru jijitsu gonin no shinsa” [Examination of Misidentification in Appeals], *Juristo-heisei 26 nendo juyo hanrei kaisetsu, [Jurist: Commentary on Important Case Rulings in 2014]*, No.1479, April, 2015, p.196.
- 矢野直邦「覚せい剤の密輸入事件について、共犯者供述の信用性を否定して無罪とした第1審判決には事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用の誤りはないとされた事例」『最高裁判所判例解説 刑事篇 平成26年度』（法曹会、2017年）、43 ページ
- Yano, Naokuni, “Kakuseizai no mitsuyunyu jiken ni tsuite, kyohansha kyojutsu no shinyosei wo hitei shite muzai to shita dai1shin hanketsu niha jijitsugonin ga aru toshita genhanketsu ni, keisoho 382 jo no kaishaku tekiyo no ayamari wa nai to saretu jirei” [Regarding to the stimulant smuggling incident, the accomplice was acquitted by denying the credibility of his statement, and which is an misidentification example in the first trial, by interpreting Article 382 in the Criminal Procedure], *Saiko saibansho hanrei kaisetsu: keijihen heisei 26 nendo [Commentary on Rulings made by the Supreme Court: the Criminal Cases of FY2014]*, Hosokai, 2017, p.43.

『国民法官一起審判』司法院、<http://social.judicial.gov.tw/LayJudge/Promoted/Introduction>。

Guomin faguan yiqi shenpan [Citizen Participation], The Judicial Yuan.

司法院「『國民參與刑事審判法草案初稿』發布記者會新聞稿」2017年11月30日、<http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=299832>。

The Judicial Yuan, “‘Guomin canyu xingshi shenpanfa caoan chugao’ fabu jizhehui xinwengao” [News Release from the Press Conference on the Publication of “The First Draft on the “Law for Citizens’ Participation on the Criminal Sentence”], November 30, 2017.

司法院「日本裁判員制度專題研討會新聞稿」2018年5月4日、<http://jirs.judicial.gov.tw/GNNWS/NNWSS002.asp?id=332473>。

The Judicial Yuan, “Ribei caipanyuan zhidu zhuanqi yantaohui xinwengao” [New Release from the Symposium on Japan’s Lay Judge System], May 4, 2018.

Herber, Erik, *Lay and Expert Contributions to Japanese Criminal Justice* (New York: Routledge, 2019).